

第 8 4 号議案

加東市下水道条例等の一部を改正する条例制定の件

加東市下水道条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日提出

加東市長 安 田 正 義

加東市条例第 号

加東市下水道条例等の一部を改正する条例

(加東市下水道条例の一部改正)

第 1 条 加東市下水道条例（平成 1 8 年加東市条例第 1 6 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 2 の表せせらぎ東条の項中「黒谷」の右に「、秋津、少分谷」を加える。

(加東市生活排水処理施設条例の一部改正)

第 2 条 加東市生活排水処理施設条例（平成 1 8 年加東市条例第 1 6 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 まわりぶちクリーンセンターの項中「地区」を削り、同表千鳥川クリーンセンターの項を削り、同表三草川清流センターの項、吉馬・牧野清流センターの項、上鴨川清流センターの項、下鴨川清流センターの項及び流尾川クリーンセンターの項中「地区」を削り、同表秋津浄化センターの項及び少分谷浄化センターの項を削る。

(加東市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 3 条 加東市下水道事業の設置等に関する条例（平成 1 9 年加東市条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「、小規模集合排水処理事業」を削り、同条第 2 項中「次のとおりとする」を「下水道法（昭和 3 3 年法律第 7 9 号）第 4 条第 1 項の規定による事業計画に記載の数値とする」に改め、同項各号を削る。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

第84号議案 要旨

加東市下水道条例等の一部改正（要旨）

1 改正理由

将来に向けて効果的かつ効率的な下水道事業の運営を図ることを目的として、下水処理場統合整備事業の実施にあたり、農業集落排水事業等により整備した下水道を公共下水道へ接続、整備することに伴い、関係条例の規定について所要の改正を行うものである。

2 改正内容

(1) 加東市下水道条例の一部改正（第1条関係）

新たにせせらぎ東条の処理区域となる区域を加えること。（第2条の2）

(2) 加東市生活排水処理施設条例の一部改正（第2条関係）

加東市生活排水処理施設条例の適用でなくなる施設の名称を削ること及び所要の文言整理を行うこと。（別表第1）

(3) 加東市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正（第3条関係）

廃止する事業の名称を削ること及び下水道事業の計画処理区域面積及び計画処理人口に係る表記を改めること。（第3条）

3 施行期日 令和3年4月1日

新 旧 対 照 表

現 行			改 正 案		
<p>○加東市下水道条例の一部改正（第 1 条関係） （設置） 第 2 条の 2 市に次の終末処理場を設置する。</p>			<p>（設置） 第 2 条の 2 市に次の終末処理場を設置する。</p>		
名称	位置	処理区域	名称	位置	処理区域
せせらぎ東条	加東市新定字川谷 6 5 9 番地	南山 1 丁目～ 6 丁目の全域、 天神、掬鹿谷、黒谷、 ____、長貞、永福、横谷、森、 岡本、岩屋、森尾、新定の各 一部	せせらぎ東条	加東市新定字川谷 6 5 9 番地	南山 1 丁目～ 6 丁目の全域、 天神、掬鹿谷、黒谷、秋津、 少分谷、長貞、永福、横谷、 森、岡本、岩屋、森尾、新定 の各一部
<p>○加東市生活排水処理施設条例の一部改正（第 2 条関係） 別表第 1（第 2 条関係）</p>			<p>別表第 1（第 2 条関係）</p>		
名称	主たる施設の位置	処理区域	名称	主たる施設の位置	処理区域
まわりぶちクリーン センター	加東市廻淵 5 3 7 番 地	畑、廻淵、池之内、 上久米 <u>地区</u> の各一部	まわりぶちクリーン センター	加東市廻淵 5 3 7 番 地	畑、廻淵、池之内、 上久米____の各一部
千鳥川クリーンセン ター	加東市下久米 7 7 3 番地	上久米、下久米地区 の各一部			
三草川清流センター	加東市上三草 1 0 番 地	上三草、山口、馬瀬 <u>地区</u> の各一部	三草川清流センター	加東市上三草 1 0 番 地	上三草、山口、馬瀬 ____の各一部
吉馬・牧野清流センタ	加東市吉馬 1 4 0 9	吉馬、牧野、上三草	吉馬・牧野清流センタ	加東市吉馬 1 4 0 9	吉馬、牧野、上三草

一	番地 2	地区の各一部
上鴨川清流センター	加東市上鴨川 4 2 8 番地 1	上鴨川、平木地区の 各一部
下鴨川清流センター	加東市下鴨川 5 4 0 番地 1	下鴨川、平木地区の 各一部
流尾川クリーンセン ター	加東市平木 3 9 9 番 地 1	平木地区の一部
秋津浄化センター	加東市秋津 9 9 1 番 地	秋津の一部
少分谷浄化センター	加東市少分谷 4 6 5 番地 1 1	少分谷
(略)	(略)	(略)

○加東市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正（第 3 条関係）
（経営の基本）

第 3 条 下水道事業は、公共下水道事業、農業集落排水事業、小規模集合排水処理事業及びコミュニティ・プラント事業とし、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 下水道事業の計画処理区域面積及び計画処理人口は、次のとおりとする

_____。

(1) 計画処理区域面積 2, 0 5 5 へクタール

一	番地 2	_____の各一部
上鴨川清流センター	加東市上鴨川 4 2 8 番地 1	上鴨川、平木 _____の 各一部
下鴨川清流センター	加東市下鴨川 5 4 0 番地 1	下鴨川、平木 _____の 各一部
流尾川クリーンセン ター	加東市平木 3 9 9 番 地 1	平木 _____の一部
(略)	(略)	(略)

（経営の基本）

第 3 条 下水道事業は、公共下水道事業、農業集落排水事業 _____
_____及びコミュニティ・プラント事業とし、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 下水道事業の計画処理区域面積及び計画処理人口は、下水道法（昭和 3 3 年法律第 7 9 号）第 4 条第 1 項の規定による事業計画に記載の数値とする。

(2) 計画処理人口 44,869人